学術情報流通に関する連続セミナー　第16回（2026年11月13日）

事前公開版

学術情報は、誰に、どこまで開くのか

― オープンアクセスと輸出管理から考える大学の情報流通 ―

博士（工学）／ 認定URA／安全保障貿易管理士（総合）　佐野 恵利子

© 2026 Eriko T. Sano

この資料について(事前公開版)

- この資料は、2026年11月13日のセミナーの事前公開版です。当日の内容と異なる場合があります。
- 輸出管理の制度を解説するものではありません。用語や詳細は、末尾の用語メモと出典・参考をご覧ください。
- 「正解」も「不正解」も示していません。法令で必須の部分と各大学が決める部分を分けて考える材料を示します。
- 一般的な整理であり、個別の案件の判断ではありません。輸出管理に関する個別の判断は、所属機関の輸出管理部門、または、経済産業省にご相談ください。
- 「(私見)」とある箇所は、講師個人の考えです。

© 2026 Eriko T. Sano

本日の問い

学術情報の「公開すること」と「管理すること」は、
対立するのか

© 2026 Eriko T. Sano

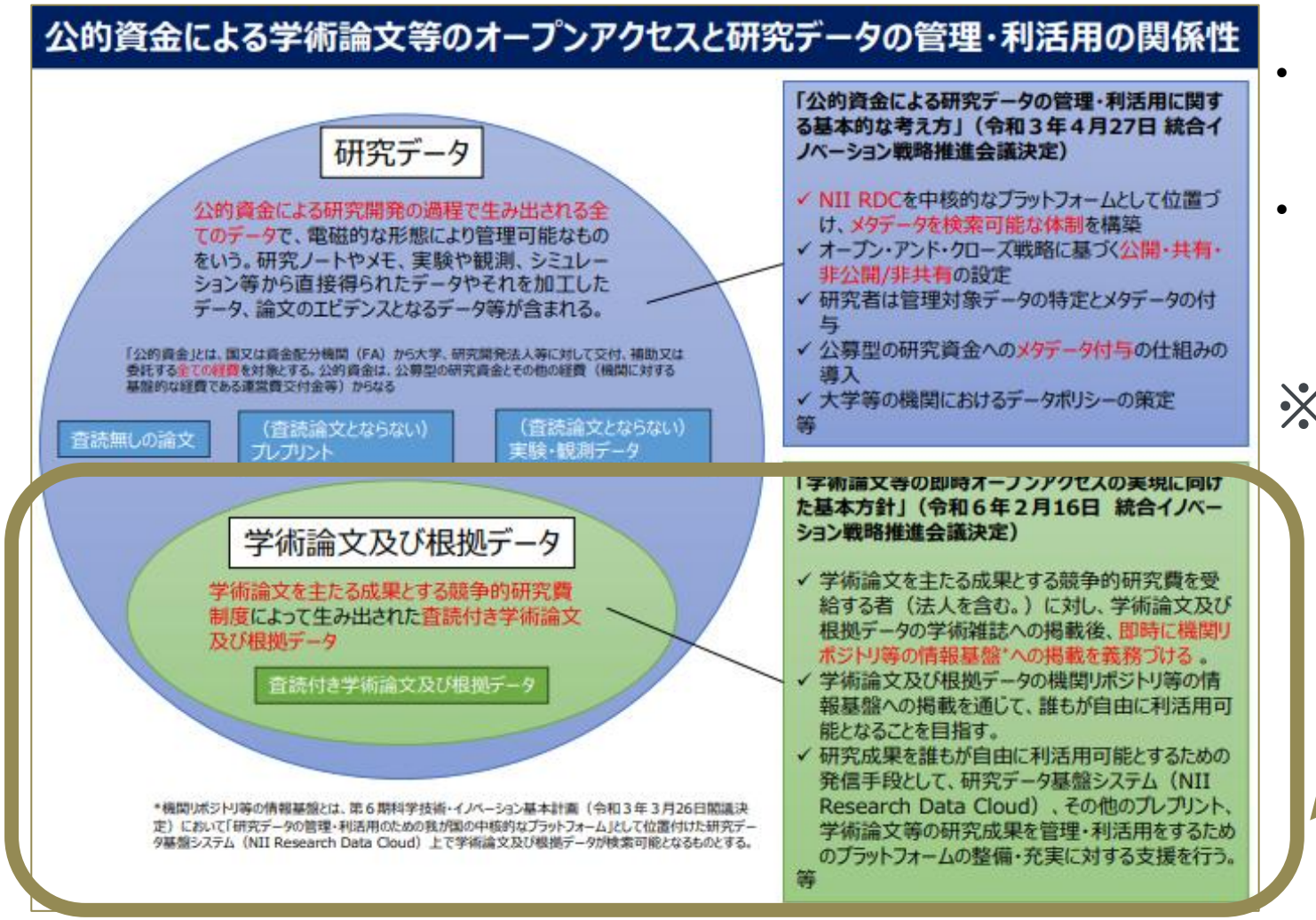
「情報の公開」は一度きりの行為でなくなった

- プレプリントサーバに登録する
- （電子）ジャーナルで掲載される
- ウェブサイトに掲載する
- リポジトリに登録する
- データやプログラムを共有・公開する
- 外国の研究者に提供する
- 学会で発表する
- メールで送る

→これらはすべて「情報を誰かに提供する」という側面がある

© 2026 Eriko T. Sano

対象となる学術論文等の即時オープンアクセスは「義務」



- 対象はこの囲みだが※、AMEDとNEDOでは上半分も含む
- 雑誌への掲載後、即時に※情報基盤への掲載を義務づけ

※科研費、JSTにおいても、「それ以外の研究データについても公開することを期待する」とある

日本の学術論文等のオープンアクセス政策について 2024年4月25, 26日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_setsumei.pdf

© 2026 Eriko T. Sano

科学研究費　公募要領から

学術論文等のオープンアクセス化の推進について

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。・・・

研究データマネジメントについて

・・・科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等・・・

安全保障貿易管理体制の整備について

令和7(2025)年度に助成を行う課題から、所属する研究者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の輸出規制に当たる貨物・技術の提供を予定している場合、交付申請時に所属機関の安全保障貿易管理体制の有無について確認を行っております。・・・

安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう・・・

科学研究費公募要領 https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kiban_2026_g_4978/r9_7_kobo.pdf

© 2026 Eriko T. Sano

オープン・アンド・クローズ戦略[私見]

「オープン・アンド・クローズ戦略とは、公開できないものを除外するという消極的な考え方ではなく、研究成果の価値を最大化するために、何を、いつ、どの範囲で公開するかを積極的に設計する考え方」ととらえたい。

- 公開できる情報は積極的に公開する
- 公開前の情報は適切に管理する
- 公開する情報と公開しない情報を切り分ける
- 公開のタイミングと提供先を考える

© 2026 Eriko T. Sano

公開と輸出管理

「情報が外国に届くこと」
と
「外為法上、許可が必要な技術提供に該当すること」

は区別する必要がある

- 届くこと＝事実
- 許可が必要か＝技術の中身・提供先・用途・公知かどうかで決まる（個別の内容等を踏まえて判断）

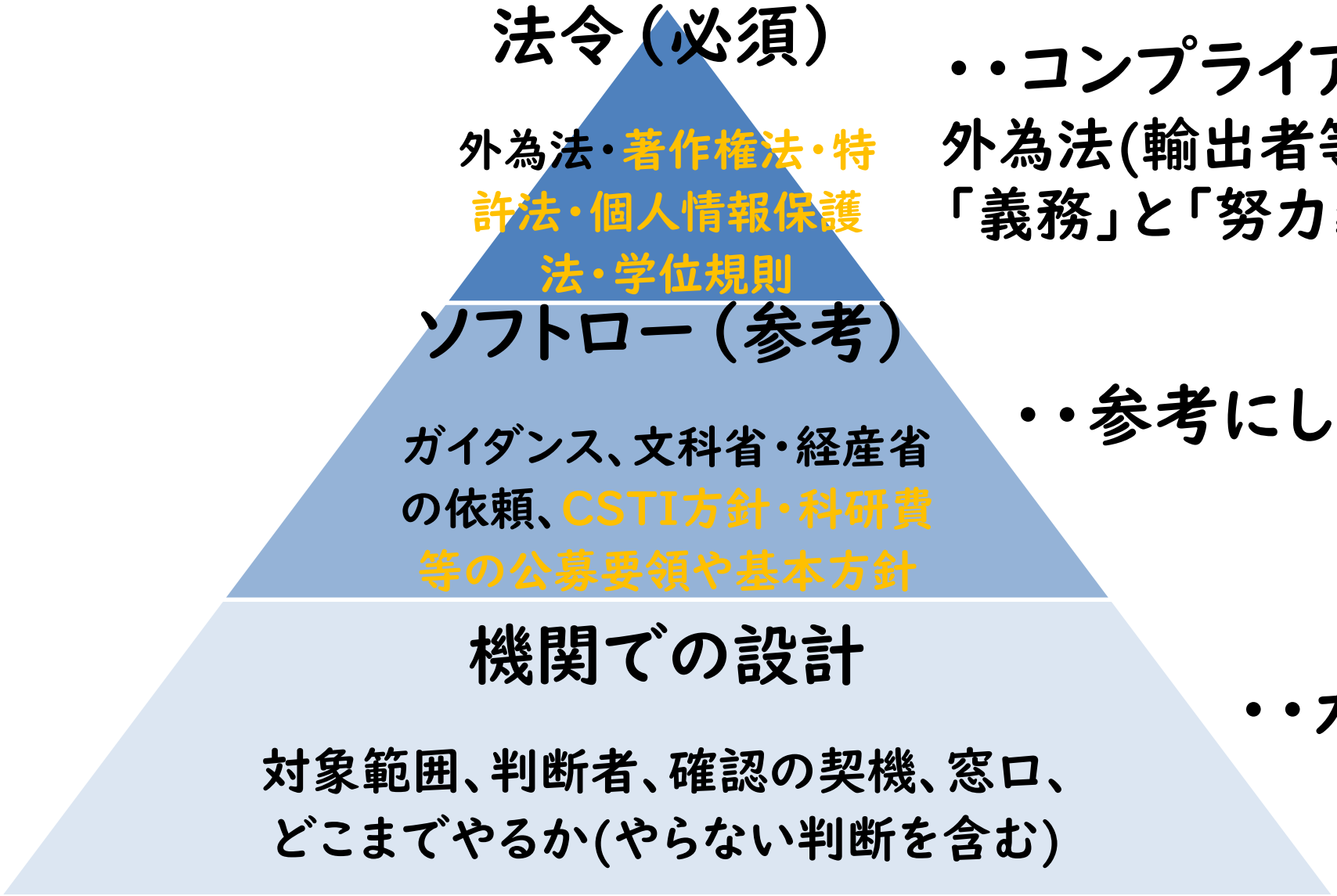
© 2026 Eriko T. Sano

公知の技術のとらえ方：許可申請が不要となる場合

状況	考え方
既に不特定多数に公開されている技術を提供	公知の技術の例外に該当し得る
技術を公知化することを目的として論文を発表	一定の要件のもとで例外に該当し得る
論文投稿前の技術情報を外国の研究者に提供	将来公開する予定というだけでは例外にならない
公開予定の論文に含まれない未公開データを提供	それ自体について別途確認が必要

© 2026 Eriko T. Sano

"必須"はどこまでで、どこからが大学の設計か



・・コンプライアンス
外為法(輸出者等遵守基準)では、「義務」と「努力義務」を区別

・・参考にして設計する

・・ガバナンス

© 2026 Eriko T. Sano

国際共同研究のデータを機関リポジトリで公開したい場合（例）

確認すること	主な関係部門
データの所有権・利用権	研究者・知財部門・産学連携部門
共同研究契約・秘密保持契約	産学連携部門・法務部門
個人情報・倫理的配慮	研究者・研究倫理部門
特許出願との関係	知財部門
輸出管理上の技術提供	輸出管理部門
公開方法・リポジトリへの登録	図書館

© 2026 Eriko T. Sano

学術情報を公開する前に、何を確認するか

何を公開するか？

論文、研究データ、ソフトウェア、研究ノート、画像、動画・・・

誰に提供するのか？

不特定多数、外国の研究者、特定の共同研究機関、企業・・・

いつ提供するか？

研究中、論文投稿前、査読中、特許出願前、論文掲載後・・・

どのような条件で提供するのか？

無償公開、契約に基づく提供、アクセス制限、守秘義務・・・

誰が判断・確認するのか？

研究者、図書館、URA、知財部門、産学連携部門、輸出管理部門、法務部門・・・

© 2026 Eriko T. Sano

大学の情報ガバナンス

輸出管理は法的義務であるが、
研究者の研究活動を止めるための制度ではなく、
大学が研究情報を適切に社会へ流通させるための
ガバナンスの一部として考える

↓

- 個人を守る
- 研究・教育を守る
- 大学を守る

←

- 図書館はリポジトリ公開の条件を確認
- 知財部門は特許出願の可能性を確認
- 産学連携部門は共同研究契約を確認
- 輸出管理部門は未公開技術の提供に該当しないかを確認

© 2026 Eriko T. Sano

学術情報は、誰に、どこまで開くのか

- 「公開するか、しないか」だけでない
- 「誰に、何を、いつ、どのような条件で提供するのか」を考える
- 「法令が必須とする部分」と「大学が設計する部分」 を分けて見る
- 一定の要件を満たす場合許可不要になり得るが、公開前の提供は別に確認が必要。部署ごとに見ている範囲が違い、ずれやすい
- 公開と管理は対立するというより、公開前の提供と組織の判断で調整が必要

「開くこと」と「管理すること」：この両方の判断を大学全体で支える（考える）ことが、大学の情報ガバナンスと考えます

© 2026 Eriko T. Sano

自機関への問い：「学術情報は、誰に、どこまで開くのか」

- 研究成果や研究データの公開範囲は、誰が、いつ決めているか
- リポジトリ登録やデータ公開の際、他部門に相談する仕組みはあるか。それは必要な範囲か
- 図書館・URA・知財・輸出管理などの窓口は、互いに見えているか
- 法令で必須の部分と、自機関で決めている部分を、区別できているか

© 2026 Eriko T. Sano

用語メモ(簡略な説明です。正確には出典をご覧ください)

外為法：外国為替及び外国貿易法。安全保障の観点から、日本と外国の間の資金やモノ、サービスの移動といった「対外取引」を管理・調整するための日本の法律。貨物の輸出と技術の提供に、経済産業大臣の許可を求める。

技術の提供：設計・製造・使用などの技術情報を、書類、データ、メール、口頭などで外国や非居住者に渡すこと。

リスト規制：武器・大量破壊兵器等に使われるおそれが高い貨物や技術を、リストで指定。15項目ある。該当すれば、仕向地を問わず事前許可が必要。

キャッチオール規制：リストに載らなくても、用途や需要者によって、許可が必要になる場合がある。

該非判定：提供する技術や貨物が、リスト規制の対象に該当するか(該当/非該当)を調べて判定すること。

機微(技術)：軍事転用のリスクが高い技術。

公知の技術：不特定の者が合法かつ容易に入手・閲覧・聴講できる状態にある技術。許可が不要となり得る例外。

輸出者等遵守基準：輸出を行う者(大学を含む)が守らなければならない法的義務を定めた制度。(2010年～)。

ソフトロー：法的な強制力はないが、実質的に参考にされる指針。ガイドラインや依頼文書など。

© 2026 Eriko T. Sano

出典・参考（2026年11月時点）

科研費 公募要領(日本学術振興会):
https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kiban_2026_g_4978/r9_7_kobo.pdf
科研費における研究データの管理・利活用について(日本学術振興会):
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html
オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針　運用ガイドライン(令和7年4月1日):
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r7.pdf
日本の学術論文等のオープンアクセス政策について(内閣府、2024年):
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_setsumei.pdf
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第五版(経済産業省):
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf
大学等における安全保障貿易管理の徹底について(依頼)(文部科学省):
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00100.html
「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版」の大学等への周知について（依頼）（経済産業省）:
https://www.mext.go.jp/content/20251212-mxt_kotokoku01-00046285-01.pdf
研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(統合イノベーション戦略推進会議、令和3年4月27日):https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagkoku-000019002_1.pdf
学位規則:https://laws.e-gov.go.jp/law/328M50000080009

© 2026 Eriko T. Sano